

電業社グループ行動指針

1. 社会ルールを理解と遵守
2. ステークホルダーとのありかた
3. 自由で公正な事業活動
4. 情報の取扱い
5. 環境への取組み
6. 企業市民としての役割
7. 実施体制
8. 「電業社グループ行動指針」の修正・改廃
9. 「電業社グループ行動指針」の周知と徹底

1. 社会ルールを理解と遵守

電業社及び関係会社（以下電業社グループという）の全社員はビジネス社会のルールを理解し遵守する。ここでいうビジネス社会のルールとは、国、地域の法律・条例・慣習等の総称である。

このルールの遵守はすべてに優先し、違法・脱法行為は絶対に行なってはならない。ビジネス社会のルールに違反する行為は、如何なる理由があろうとも厳正に対処する。

また、社会正義及び社会的責任の観点から市民社会の秩序や安全に脅威を与えるすべての反社会的勢力とは一切関係を持たない。

2. ステークホルダーとのありかた

顧客、株主、代理店・協力会社、取引先、社員、地域社会等で代表されるステークホルダーとは良きパートナーとしての認識にたち、PR、IR等の活動を通じて情報公開に努め、公正かつ誠実な信頼関係の構築と維持に努める。

1) 顧客

お客様は電業社グループにとって最も大切な人々です。常にお客様の多様化する要望を真摯に受け止め、ビジネス社会のルールに従って、満足して頂ける安全で有用な製品・サービス及びシステムを提供する。

2) 株主

株主は企業の所有者である。株主の投資価値を保全し、利益を確保すると共に、ビジネス社会のルールを遵守した安定した経営を行なう。

また、すべての株主に平等に対応し、経営方針、業績、配当政策等正確な情報を開示して、透明性のある経営を行なう。

3) 代理店・協力会社

代理店並びに協力会社は販売、サービスネットワーク及び業務遂行の基盤を構成する重要な共同体である。双方の間に締結された契約は誠意をもって順守し、安定した信頼関係の構築に努める。

代理店並びに協力会社によるビジネス社会のルール遵守活動には積極的に協力する。

4) 取引先

取引先は対等なパートナーである。節度ある関係を維持することによって、長期的で安定した信頼関係を樹立する。

取引先の選定にあたっては、自由競争を原則として品質、価格、納期等客観的かつ経営的な基準により行なう。

不適切な接待やビジネス社会のルールに違反する行為は行なわない。

5) 社員

社員は事業推進の重要な担い手であり、財産である。個々人の人格を尊重し、公平に対応することはもとより、安全職場を確立する。また、自己実現の場を提供し、資質と能力を充分発揮できるよう努める。

6) 地域社会

電業社グループは、利己的な企業が決して存続し得ないことを自覚し、地域社会との連帯と調和を図り、緊密なコミュニケーションを通じて、よき企業市民としての責任を果たす。

3. 自由で公正な事業活動

事業活動を行なうにあたっては、独占禁止法その他公正な取引を維持するための法令をよく理解し遵守する。

- (1) 公正かつ自由な競争を行い、相手方に対する誹謗・中傷・不当な干渉等の不正な行為は行なわない。
- (2) 公正の視点から取引慣行を見直し、不適切なものは積極的に是正する。
- (3) 交際、儀礼は、社会的な通念と常識を基準として適切かつ簡素な手段を選択し、虚礼を廃止する。冠婚葬祭への対応は形式にとらわれず簡素に行なうものとする。
- (4) 健全な商慣習を維持し、不適切な経済的支出は行なわない。政治、行政との関係についても、透明度を高く保持し名称の如何に拘わらず、違法に、または商慣習に反して金銭もしくは経済的価値を有するものの提供または申し込みは行なわない。

4. 情報の取扱い

情報及びそのインフラは貴重な財産であり、正当な理由なしに開示、修正、破棄等をしてはならない。重要な情報の守秘・保管・提供を保障するために手順を定め、管理システムを構築する。

ステークホルダーに対しては、情報の守秘の範囲に考慮し、経営全般にわたる情報を積極的に開示する。また第三者の情報はこれを尊重し、不正な手段による入手、不適切な開示依頼は行なわない。

- (1) 機密情報の取り扱い、情報システムの利用にあたっては、社内手続きに従いセキュリティに充分配慮する。
- (2) 業務上知り得た機密情報を適切に管理・保管し、私的に、または第三者の利益のために使用しない。
- (3) 情報システムにかかるすべての資源は、それを違法に、もしくはビジネス社会のルールに反して利用しない。

5. 環境への取組み

環境を常に考えた事業活動の展開を根幹とし、よい環境づくりに役立つ技術の研究、開発、生産及び製品提供を行なう。電業社グループがお客様に提供する製品は、豊かな社会生活を実現するために使われているが、一方ではその生産過程において環境に負荷をかけている事も事実である。これら環境負荷の低減を実現することは企業市民としての責務である。自然との調和を図り、健康的な社会環境づくりに積極的に取組む。

- (1) 環境保全に関する国際規格、法令等を遵守する。
- (2) 改善、低減の実施は、方針、計画を立案し日常的な活動として行なう。
- (3) 不適合を発見した場合は速やかに是正し、予防措置を行なう。環境事故発生時は緊急処置を行なうと共に、関係行政機関に報告する。

6. 企業市民としての役割

電業社グループは良き企業市民として社会との調和を図り、貢献することが期待されていることを認識している。行政や地域が行う活動には積極的に参加し、地域とともに活動できる場の設定に努める。